

# 誓 約 書

令和 年 月 日

豊田浄水特定土地区画整理組合  
理 事 長 深 見 強 様

申請者 住所

氏名

(印)

土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定による許可申請にあたり組合工事の支障にならないよう協力するとともに、下記のとおり誓約いたします。

## 記

- 当該建築行為等により組合の施行による構造物を破損した場合は、建築行為等の竣工日までに原状に回復します。ただし、竣工日前においても組合の指示があったときは、その指示に従い速やかに原状に回復します。また、境界杭の管理は責任を持って行います。境界杭を消失、移動、破損等した場合には、組合の指示に従い速やかに現状に回復します。
- 当該建築行為等により汚水等浄化槽を設置する場合は、公共下水道(汚水)が供用開始された時点において、浄化槽等を廃止し、直ちに下水道管に接続します。
- 当該建築行為等により申請地を造成するにあたり組合から指示された造成高を守ると共に、発生した残土は責任を持って処理します。
- 当該建築行為等による建築中又は建築後、組合工事による通行止等通行制限のあった場合、仮駐車場等の対応は申請者が行い、組合に対応を求めません。また賃貸住宅等の入居者の対応も申請者が行い、組合に対応を求めません。
- 申請地周辺の道路の舗装や側溝のふた等が未整備なことに対する苦情を申し立てません。また、賃貸住宅等の入居者からの上記の苦情は申請者が処理します。
- 当該建築行為等により生じた問題等は、申請者の責任において速やかに処理します。
- 当該建築行為等による建築物を譲渡する場合は、譲受人に上記事項を周知させ譲受人が上記事項を履行しない場合は代わってこれを履行します。